

お試し農福連携支援事業

～農福連携に初めて取り組む農業者向け補助金のご案内～

こんな
方に！

- 農福連携に興味がある農業者の方
- 繁忙期の人手不足に悩まれている農業者の方

お試し農福連携支援事業とは？

- ◆はじめて農福連携に取り組む農業者に対し、福祉事業所等への農作業委託に係る経費の助成を行います。

支援対象者（次の条件全てに該当する方）

- ◆県内に住所を有していること
- ◆農福連携総合窓口または、農福連携コーディネーター（県障がい者支援課）からのマッチング支援を受けていること
- ◆初めて農福連携に取り組む実施主体であること
- ◆農福連携について積極的な実施を検討していること

補助対象経費等

- ◆対象経費：農業者が福祉事業所に農作業等を委託する場合に福祉事業所へ支払う委託料や交通費等
- ◆対象期間：お試し期間（上限7日以内）
- ◆補助率：定額
- ◆補助上限：5万円以内

※お試し期間とは

はじめて福祉事業所に農作業委託をする際に、最初の数日間お試しで作業を実施してもらう期間のこと。

補助金交付の流れ

- ◆熊本県ホームページに掲載している公募要領に基づき、下記の書類を担当窓口に提出ください。

【必要書類】

- ①事業実施計画書（別記様式第2号） ②鏡文（別記第1号様式）

◎詳しくは県庁ホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ先

熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課 担い手支援班 TEL096-333-2382（直通）